専門業務型裁量労働制に関する協定書

株式会社○○と労働者代表○○○○は、専門業務型裁量労働制に関し、以下のとおり協定する。

（対象労働者）

第１条　本協定は、次に掲げる労働者（以下「対象労働者」という。）に適用する。

・研究開発部門において新商品の研究開発業務に従事する者

（裁量労働の原則）

第２条　対象労働者は、原則として、当該業務の遂行につき裁量を有し、会社は業務遂行に係る時間配

分については、個人の裁量に委ねるものとする。

（労働時間の取扱い）

第３条　対象労働者が所定労働日に勤務した場合は、１日９時間労働したものとみなす。

（時間外労働）

第４条　みなし労働時間が所定労働時間を超える部分については、賃金規程に基づき割増賃金を支給す

る。

（深夜労働・休日労働）

第５条　対象労働者が業務の都合でやむを得ず深夜または休日に出勤する場合は、事前に所属長に申請

し、許可を得なければならない。

２　対象労働者の深夜または休日労働については、みなし労働時間制をとらず、実労働時間を管理するものとする。

３　深夜または休日における勤務は、通常の勤務者と同様、賃金規程に基づき割増賃金を支給する。

第６条　対象労働者は、出社時及び退社時には、タイムカードを打刻し、出退勤時刻を記録しなければならない。

（対象労働者の健康と福祉の確保）

第７条　 対象労働者の健康と福祉を確保するために、下記の各号に定める措置を講じるものとする。

(1)　対象労働者の健康状態を把握するために次の措置を実施する。

　　　　a）部門長は、タイムカードにより対象労働者の在社時間を把握する。

　　　　b）部門長は、対象労働者ごとに健康状態等についてのヒアリングを２か月に１回実施する。

(2)　会社は、前号の結果を取りまとめ、必要に応じて定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。

(3)　年次有給休暇について、連続日数の取得を含め、その取得を促進する。

（裁量労働の中止）

第８条　前条の措置の結果、対象労働者に裁量労働を適用することがふさわしくないと認められた場合または裁量労働適用者が裁量労働の適用の中止を申し出た場合は、使用者は、当該労働者に裁量労働を適用しないものとする。

（対象労働者の苦情の処理）

第９条　対象労働者から苦情等があった場合には、下記の各号に定める手続きに従い、対応するものとする。

(1)　裁量労働相談室を次のとおり開設する。

　　　　a）場所 本社人事部

　　　　b）開設日時 随時予約制

　　　　c）相談員 ○○○○

(2)　取り扱う苦情の範囲は次のとおりとする。

　　　　a）裁量労働制の運用に関する全般の事項

　　　　b）対象労働者に適用している人事評価制度及びこれに対応する賃金制度等の処遇制度全般

(3)　相談員は、相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努める。

（記録の保存）

第10条　第７条、第８条及び第９条の規定をもとに講じた措置の内容を対象従業員ごとに記録し、当該記録を本協定の有効期間中及び有効期間満了後３年間保存するものとする。

（有効期限）

第11条　この協定の有効期限は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの３年間とする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

労働者代表　○○　○○　　印